

八尾市立中小企業サポートセンター インキュベートルーム使用者募集要項

趣旨	新たに起業化に取り組もうとする方や、中小企業者で新事業への進出を目指す事業者等に対して、事業用スペースの貸し出しを中心に経験豊富なインキュベートマネージャーによる使用者への各種支援を行い、特色ある事業の創出及び地域産業の発展を図ろうとするものです。 ※本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営む方が使用対象となります。 ※インキュベートマネージャー等による支援を必要としないレンタルオフィスではありません。	
応募資格	次のいずれかに該当する方で、インキュベートルームを退去した後、八尾市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある方とします。 (1) 現に事業を営んでいない方又は中小企業者で、起業後5年未満である方 (2) 新たな事業分野への進出又は研究開発に取り組もうとする中小企業者 ※申込者の現住所は市内外を問いません。	
施設概要	名称	八尾市立中小企業サポートセンター ※八尾商工会議所との合築施設
	所在地	大阪府八尾市清水町一丁目 1 番 6 号
	構造	鉄筋コンクリート造3階建て (※インキュベートルームは2階にあります)
	交通アクセス	・近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から南西へ徒歩 8 分 ・J R 大和路線「八尾」駅から北北東へ 徒歩 16 分 または近鉄バス「近鉄八尾駅前行き」などで「清水町」下車 ・地下鉄「八尾南」駅から近鉄バス「近鉄八尾駅前行き」で「清水町」下車 ・駐車場は来館者用のため、通勤で利用できません。
インキュベートルームの概要	室数及び面積	・個室(17㎡) 3室 ・共同利用室(35㎡) 1室 ※8区画に分かれています。
	設備	個別空調あり 無料インターネット回線(無線 LAN)、コンセント、情報受口、電話受口あり ※電話については、回線工事が必要です。
	使用可能時間	午前9時～午後9時 (休館日は、土・日・祝日及び 12/29～1/3)
	使用料 (光熱水費を含む)	・個室(1室) 22, 000円(月額・税込) ・共同利用室(1区画) 5, 500円(月額・税込)
	保証金等	・保証金 月額使用料の3カ月分 ・その他 共益費は不要。なお、電話使用料等は使用者負担となります。 ※電話は個別契約
	使用期間	1年以内(特に必要と認めた場合は、1年以内で更新が可能です。) ※最長3年
	使用開始日	毎年 3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日(予定) (1 日が休館日の場合は、翌使用可能日が開始日となります。)

申込方法	提出書類	次の書類を提出してください。なお、(1)・(3)・(6)については、押印が必要なため、持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合は、簡易書留によること。) (1) インキュベートルーム使用許可申請書 (2) 事業計画書 (3) 市税の納付状況を確認することへの同意書 (4) 法人にあつては、次に掲げる書類 ア 企業概要書 イ 直近3事業年度の決算書等の写し(起業後3年に満たない場合は、直近事業年度までの決算書等の写し) ウ 法人の履歴事項全部証明書 (5) 個人にあつては、次に掲げる書類 ア 履歴書 イ 直近3年度の確定申告書等の写し(起業後3年に満たない場合は、直近年度までの確定申告書等の写し) ウ 住民票の写し (6) インキュベートマネージャーに書類を配布することへの同意書 (7) 使用希望確認書 ※上記(1)～(3)、(4)ア、(6)、(7)の様式は、市のホームページからダウンロードできます。 ※ご提出いただいた上記書類は、審査の結果に関わらず一切返却いたしませんので、ご了承ください。また、ご提出いただいた書類は当使用許可審査以外の目的で使用することはありません。
	受付期間	希望する使用開始日の6月前～2月前までに上記の書類を提出(必着) ※希望に応じて施設の内覧と概要説明を行いますので、事前に産業政策課までお問合せください。 ※応募の際、提出書類に不備がある場合は受理できませんので、ご注意ください。
	受付場所	【ご郵送の場合】 ※簡易書留をお願いします。 〒581-0006 八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内 八尾市産業政策課 宛 【ご来庁される場合】 《受付時間》 土・日・祝日及び12/29から1/3までの日を除く、平日の午前8時45分から午後5時15分まで 《受付場所》 八尾市 産業政策課 八尾商工会議所会館内(八尾市清水町一丁目1番6号)
使用許可 審査	審査方法	面接等による審査を行います。 ※面接日時は事前にお問い合わせください。

	審査方針	審査は、将来の八尾市経済を担い得る企業としての成長の可能性を公平かつ客観的な観点から、次に掲げる事項を総合的に判定します。 (1)経営方針が明確で、経営者の意欲、事業遂行能力が高いと認められること (2)製品・技術等の水準、市場性が高いと認められること (3)資金使途・資金調達計画の妥当性及び実効性が高いと認められること (4)インキュベートルームを使用することにより、事業化が促進されると期待できること (5)その他、審査会において定める基準に適合すると認められること
	審査内容	申請者本人等によるプレゼンテーションを実施し、前頁の審査方針をふまえて、下記の審査項目に基づき、面接等による審査を実施する。
	審査項目	・事業計画・資金計画 ・経営者の能力 ・支援の必要性・市内産業振興 ・将来性・成長性
	使用者の 適格性の基準	審査委員の配点の総合計の点数の61%以上とする。 なお、各審査項目における平均点(審査会委員の評価点数の合計を委員数で除したもの)が2点以下となる項目が1つ以上ある場合は、適格性の基準は満たさないものとする。
	審査結果	審査結果は文書で通知します。
その他	・八尾市立中小企業サポートセンター条例等の規定を遵守する必要があります。 ・使用者専用の駐車場はありません。 【お問い合わせ先】 八尾市 産業政策課 TEL:072-924-3964 FAX:072-925-8553	